

Porta Rubra for LGBT@UT

運営規則

(施行 2011年12月4日)

第1章 総則

第1条 (目的) この団体(以下「ポルタ」という。)は、東京大学の在学経験者(在大学生を含む。)および教職員のうち、LGBT(レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、およびトランスジェンダーを含むセクシュアル・マイノリティ)を自認する者(以下、「LGBT@UT」という。)に対して交流の場を提供することにより、多様なライフスタイルやバックグラウンドを持つLGBT@UTの人的ネットワークの構築を図り、もってLGBT@UTそれぞれの生活がより安心感や充実感の得られるものとなることを目的とする。

第2条 (理念) ポルタの運営は、前条の趣旨を踏まえ、LGBT@UTの年齢、性別、出身、国籍、その他の属性、ならびに思想および信条を問わないこと、また、団体として特定の政治活動に関与しないことを、その理念とする。

第3条 (名称) ポルタの名称は、「Porta Rubra for LGBT@UT」とする。日本語での表記が必要な場合は、「ぼるた・るぶら」を併記するものとする。

第4条 (参加者) LGBT@UTは、ポルタが提供する交流の場(以下「事業」という。)に参加することができる。

第5条 (事業) 事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 定例懇親会「宴」
- (2) その他、第1条の目的に資するもの

第2章 運営組織

第6条 (コーディネーター会議)

第1項 ポルタに、コーディネーター会議(以下「会議」という。)を置く。

第2項 会議は、第8条に定めるコーディネーターにより構成される。

第3項 第7条に定めるチーフ・コーディネーターは、必要に応じ、会議を開催する。

第4項 会議は、次の事項について意思決定を行う。

- (1) 事業の企画立案
- (2) 第7条第2項に定めるチーフ・コーディネーターの任命
- (3) 第8条第2項に定めるコーディネーターの任命
- (4) 運営規則の変更
- (5) その他、ポルタの運営に関する重要事項

第5項 会議は、前項(4)および(5)に掲げる事項について意思決定を行うときは、事前に、LGBT@UTの中から有識

者5名以上を選任し、それぞれにこれを諮問しなければならない。

第7条（チーフ・コーディネーター）

第1項 チーフ・コーディネーターは、ポルタを代表し、会議の決定に基づきポルタの運営を主宰する。

第2項 チーフ・コーディネーターは、コーディネーターの中から、本人の同意を経て、会議が任命する。

第3項 チーフ・コーディネーターの任期は1年とし、再任を妨げない。

第8条（コーディネーター）

第1項 コーディネーターは、チーフ・コーディネーターを補佐し、会議の決定に基づきポルタの運営に従事する。

第2項 コーディネーターは、LGBT@UTの中から、本人の同意を経て、会議が任命する。

第3項 コーディネーターの定員は、前条に定めるチーフ・コーディネーターを含め、5名とする。

第4項 コーディネーターの任期は1年とし、再任を妨げない。

第3章 個人情報の取扱い

第9条（個人情報の取扱い）

第1項 ポルタは、その運営を通じて知り得たLGBT@UTに関する個人情報を、その運営以外の目的に使用してはならない。

第2項 ポルタは、前項に定める個人情報の漏洩、滅失、または毀損がないよう、これを厳重に管理しなければならない。

第4章 迷惑行為への対応

第10条（迷惑行為への対応） 事業の参加者による経済取引の勧誘、ハラスメント、その他の迷惑行為により、第1条の目的を達成することが阻害されたとき、または阻害される恐れがあるときは、ポルタは、当該参加者の参加資格の停止など必要な措置を講じなければならない。

第5章 雑則

第11条 この運営規則は、日本語版を正文とする。